

# 日本脳炎予防接種について

予防接種法に基づく日本脳炎の予防接種は全国的には平成28年度以前から実施されていましたが、北海道では日本脳炎の感染患者がいなかったことから日本脳炎の予防接種を実施していませんでした。しかし、北海道外や海外に行き来する機会が増えており、日本脳炎に感染する可能性が高くなってきたため平成28年度から北海道でも予防接種法に基づき、接種が開始されました。

留寿都村では、国が積極的な勧奨を差し控えていたことや北海道が接種を実施していなかったことなどから、できるだけ多くの方が接種できるよう定期接種対象外となる一部の方へも、準定期予防接種として接種できる機会を設けています。分かりにくい部分があるかと思いますが、以下をご覧ください。日本脳炎の予防接種についてよく理解した上で、接種くださいますようお願いいたします。

## 日本脳炎とは？

日本脳炎は、日本脳炎ウイルスに感染することによっておこるウイルス性の急性脳炎で、高熱、嘔吐、頭痛、けいれん、意識障害などの症状がでます。このウイルスに感染しても脳炎にならない人がほとんどですが、日本では年間10名程度が発症しています。日本脳炎ウイルスは、ブタなどの動物の体内で増え、その動物の血を吸った蚊（コガタアカイエカ）が人を刺すことによって感染します。

日本脳炎の予防接種を接種することで、体の中に日本脳炎ウイルスに対する抵抗力（免疫）ができ、日本脳炎にかからない、もしくは、かかっても予防接種を受けなかった場合に比べて症状は軽いと言われています。

## 予防接種の時期

お子さんの生年月日		平成19年4月1日以前に生まれた満20歳に達するまでの方	平成19年4月2日から平成21年10月1日生まれの方	平成21年10月2日から平成24年4月1日生まれの方	平成24年4月2日以降生まれの方
第1期	定期予防接種	20歳の誕生日前日まで	9歳から13歳の誕生日前日まで	接種時期を過ぎました。	生後6か月から7歳6か月の誕生日前日まで
	準定期予防接種		13歳から20歳の誕生日前日まで	7歳6か月から20歳の誕生日前日まで	
第2期	定期予防接種	20歳の誕生日前日まで	9歳から13歳の誕生日前日まで	9歳から13歳の誕生日前日まで	9歳から13歳の誕生日前日まで
	準定期予防接種		13歳から20歳の誕生日前日まで	13歳から20歳の誕生日前日まで	

## 予防接種の間隔

		接種間隔	標準的な接種時期 (標準的な接種間隔)	標準的な通知時期
第1期	初回接種1回目		3歳から4歳の誕生日前日まで (6日から28日空けて)	3歳の時
	初回接種2回目	初回接種1回目から6日以上空けて		
	追加接種1回	初回接種2回目から6か月以上空けて	4歳から5歳の誕生日前日まで (おおむね1年空けて)	
第2期	1回	第1期接種終了後から6日以上空けて	9歳から10歳の誕生日前日まで ※第1期追加接種後、おおむね5年の間隔をおいて接種することが望ましい	9歳の時

※ 定期予防接種の範囲の方へは毎年、案内を送付いたします。

## 申込み

留寿都診療所：電話 46-3774

接種費用：無料

※ 接種をする時は1週間前までに留寿都診療所へ予約をしてください。

## 定期予防接種と準定期予防接種の違い

定期予防接種・準定期予防接種ともに自己負担額は発生しませんが、予防接種により生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合の補償（救済制度）が異なります。

	救済制度
定期予防接種	・予防接種法で定められた『予防接種健康被害救済制度』
準定期予防接種	・独立行政法人医薬品医療機器総合機構法で定められた『医薬品副作用被害救済制度』 ・留寿都村で定めている『予防接種事故災害補償規程』

接種機会の確保のため準定期予防接種を実施していますが、できるだけ国の定める定期予防接種の範囲内で接種を終えるよう努めてください。

裏面もご覧ください→

## 予防接種の副反応について

発熱や注射部位の発赤、腫脹、痛みなどが認められる場合がありますが数日で自然に消失します。けいれんや38度を超える高熱、強いアレルギー反応などの気になる症状や体調の変化が現れた場合には、すぐに医師の診察を受けてください。

まれではありますが重大な副反応として、注射時の痛みや恐怖・不安等の精神的動揺により血管迷走神経反射が起こり神経が刺激され、血圧や心拍数の低下を引き起こし、顔面蒼白、冷汗、気分不良、失神などの症状（ショック、アナフィラキシー様症状）や「脳症」が起きる可能性があります。

※ 予防接種は、予防接種の有効性や安全性、副反応について理解し、保護者が文書に署名し、同意した場合に限り行われます。

## 13歳以上のお子様の保護者の方へ

基本的には保護者同伴のうえ、接種することが望ましいですが、13歳以上のお子さんについて、やむを得ず同伴できない場合は、保護者の同意があれば日本脳炎予防接種を受けることができます。保護者の同伴なしで接種を受ける場合は、「日本脳炎予防接種同意書」・「日本脳炎予防接種予診票の保護者自署欄」へ保護者署名他、必要事項を記入し提出してください。

※ 保護者が同伴できる場合は、「日本脳炎予防接種同意書」の提出は必要ありません。

## 予防接種を受けることができないとき

- ①明らかに発熱があるとき（37.5℃以上）
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかなき
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがあるとき
- ④明らかに免疫機能に異常がある疾患を有する場合及び免疫抑制をきたす治療を受けているとき
- ⑤その他、医師が不適当な状態と判断したとき

この案内や日本脳炎予防接種についてご不明な点や不安な点がありましたら、留寿都診療所医師か役場保健医療課保健師までお気軽にご連絡ください。

## 連絡先

留寿都診療所（お問合せ・予防接種予約）	電話 46-3774
留寿都村役場 保健医療課（お問合せ）	電話 46-3131

